審議会等の会議結果報告書

要点記録

会議の名称	令和７年度第１回茅野市環境審議会		
開催日時	令和７年５月 19 日（月）　午後１時 30 分から		
開催場所	茅野市役所議会棟　１階　大会議室		
審議内容	井戸の掘削		
出席者	【審議会】 小池正雄会長、松岡隆志副会長、木村かほり委員、生駒和夫委員、 櫻井哲朗委員、北原享委員、土橋英一委員、川手和宏委員、名取哲男委員、 行田幸三委員、村田則幸委員、中林俊尋委員、佐藤文景委員 【事務局】 柿澤副市長、北澤市民環境部長、大蔵課長、清水環境保全係長、松下主事		
欠席者	２名		
公開・非公開の別	部分公開	傍聴者の数	０名
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
	１　開会		
	２　委嘱書交付		
	３　副市長あいさつ		
	４　自己紹介		
	５　会長、副会長の互選について		
事務局	会長、副会長の選任については、「茅野市環境にやさしいまちづくり条例第２１条第６項」により「審議会に、会長及び副会長各１人を置き、委員が互選する」と規定されている。どのようにしたら良いかお諮りする。		
委員	事務局の指名に一任するという形はいかがか。		
委員	（異議なし）		
事務局	前任期会長の小池委員に会長を、松岡委員に副会長をお願いしてはどうか。		
委員	（異議なし）		
事務局	会長を小池委員、副会長を松岡委員とする。		
	（正副会長あいさつ）		
	６　説明事項		
	７　会議事項		
	（１）審議会の公開について		
事務局	会議の公開については、市の要綱により原則公開としている。本日の審議案件に関しては、申請者の企業情報に触れることが考えられ、公開とした場合に今後の営業活動上不都合が生じる可能性があるが、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるため、部分公開が良いと考えるがいかがか。		
会長	何か意見はあるか。		
委員	（異議なし）		
会長	異議なしと認め、本件は部分公開とする。		
	（２）審議		
	①　井戸の掘削に係る申請		

会長	はじめに、内容については申請者より説明がある。
	（申請者入場）
申請者	【申請者自己紹介】
	【事業概要説明】
会長	委員の皆さまから何か質問はあるか。
委員	住民の方に向けた井戸の掘削工事についての説明はどのようなスケジュールで行うのか。工事についての周知は、どのようにお知らせしていくのか。
申請者	住民の方へのご説明については、この環境審議会を経て茅野市からの許可をいただいたところで、安定的に皆様方へ飲料水を供給するという目的で新しい井戸を掘削しますということを、全住民の方に書面で通知する。
委員	大きな反対はないと思うが、例えば景観のことや工事中の心配事などの意見を言う窓口はあるか。
申請者	窓口を設置し、書面の中では記載する予定になっている。
委員	現場での説明において木の伐採をされるということ、井戸の施工それから計器の方も設置するということを聞いたが、すぐに造成をする予定があるのか。もし造成するのであれば、現場で平面的にこういう立地で機械をこうして設置しますとか、そういった図面は今後作るのか、それとも現在設計があるのか。
申請者	今現状の位置がOKになったら、それに伴って設計をする。今現状先ほど見ていただいた位置の場所で、そこから最低限の寸法である程度設計させていただく。
委員	現場は結構斜面であったが。
申請者	斜面はどうしてもカットしたりしないと崩れてきたときに井戸の方に影響が出てくると思われるため、崩れた時を考慮して設計していくような形になる。
委員	切り盛りが発生するということですね。 よくあるのが造成した後、雨が降ると泥が溜まったり流れたりなどの話になる。その辺を考慮して切土盛土をして平にする形になるのではと思う。 もし切るのであれば法面の緑化だとか、そういった配慮も造成計画の中に盛り込んでいってもらいたい。
委員	住民へ説明をするにあたっては安全管理して、フェンスを作って、こういう建物を建設しますとわかる説明資料を作っていただきたい。上から見た図だけだと、住民の人は何もわからないので、何かこんな形になる、歩行者が入らないようにするなどの説明を。
申請者	住民の方には、具体的な建屋だとかのフェンスの設計はこれからのため、設計ができたところ、もしくは完成したところで、しっかりご通知していきたいと思っている。
委員	冬の積雪があった場合に道路や井戸の除雪作業は管理者で行っているのか。
申請者	当然道路の除雪は私どもで行っており、水道施設については稼働したら毎日点検に行くため、当然点検に行けるように除雪は必ず行っている。
会長	同意書の件で、財産区が井戸の掘削に同意するとあるが、該当地区は皆さんの最高の別荘地と全く同じで、暮らすには最高だっていう人たちが割と増えてきて、あそこの集落は2000年代に入ってから、結構住民が増えている。市の統計を見ると20、30世帯ぐらいだったのが、40世帯、最近は70世帯になっ

	ている。 もちろん太陽光発電所が増加し景観の面ではすぐれない等のデメリットもあるが、それにもかかわらず入ってきていると。なぜ住民が増えているかというと、景観や水がものすごくいいわけで、集落の上に湧水があって流れ出してくる。都会の人たちにとったらああいうのがいいっていう形。 集落の財産区は同意し理解を示してやっているが、やはり共存共栄という、事業者と集落と両方が栄えるような形で考えていく。財産区或いは集落との連携をする中で、水利用に関しても、もちろん同意書だとか向こうでもおそらく、水の調査を前もってした結果、これは大丈夫だって出てきているとは思うが、お互いの信頼関係を醸成し、地域に根差した形で、最高級の別荘地として今後も持続的に発展していくよう今回の井戸を契機とし、目指していっていただけたらと思うが、区との関係はいかがか。
申請者	私ども今回該当財産区さんに同意いただいているが、該当地以外もちょっと大きな別荘地もやっておりまして、そちらは数々の財産区さんの土地をお借りしながら、事業を進めている。我々もこの地で事業が進められるのは、当然茅野市の方々、財産区の方々、ともに共存共栄で、これからも進めていきたいと思っているため、引き続き、皆様方のご協力を賜ればと思っている。
会長	どうかよろしくお願いしたい。茅野市にとっても人口が増える等非常にメリットのあるところであり、地区や利用者にも満足して発展できるような形で是非とも目指していただきたい。
申請者	頑張るようにいたします。
会長	井戸掘削理由書の理由はまさにその通りだと思うが、これは全国的な動きとかいろいろ掌握した上で、今回の決断に至たったのか。
申請者	水道事業については、日本国内で事故や災害の問題もあり、やはり老朽化している設備の更新は当社も非常に重要な課題だと思っている。この地の水道については今４、５年ぐらい前から管路の更新を毎年実施している。 まだまだ勉強不足なところは多々あるが、事業をやっている中で、ライフラインに関わることは非常に重要な案件だと思っているため、周りの環境等情報収集しながら、しっかり対応していきたい。
会長	昨年の８月に内閣官房の水循環政策本部事務局で新たな水循環基本計画が策定されており、まさにおっしゃられたような形の問題意識のもとに策定されている。 最適で持続可能な上下水道への再構築として水循環基本計画が改正され、健全な水循環の確保を目的に流域治水或いは、流域環境の保全などの健全な水循環を今後考えていこうと、本腰を入れて政策に取り組んでいるはず。 地域循環共生圏の要になるような位置に位置しておられて、流域総合水管理に関しても、しっかりとした目配りをした形で、今回の事業のようなことをなさっていくことが、流域の総合的な水管理にも繋がっていくと考える。地域全体もよくなっていくような形で、事業を進めていっていただけたらと思う。企業の発展にも繋がりますし、もちろん一番大事な居住者の方々の満足感にも繋がると思う。どうかよろしくお願い申し上げます。
委員	今回の直接の審議とは全く関係ない話だが、デベロッパー自己開発による水資源の維持管理の負担において賃借人との負担はどのようになっているか。 一般のランニング費用というよりは、井戸の掘削やポンプの修理などの維持

	管理費用は、住民の方は賃貸契約の中でどのように負担しているのか。
申請者	住民の方とは水道を利用していただく規定を締結している。
委員	それ以外にそういった施設の維持管理で別途積立金はされているのか。
申請者	水道に限らず、別荘地として何か大きなコストがかかった時の為に積立金をお預かりしているが、水道事業に関しては、利用されている方の水道料金の中で収支が組めるような形で計画をして実施している。
委員	今回の新たな掘削についての負担を求めないということか。
申請者	３年か４年ごとに料金改定のタイミングがあり、改定が必要なときに上げていくのが今までのやり方である。
会長	申請者の皆さんには審議会の意見を踏まえて、環境に配慮しながら良い事業になるように進めていただきたい。 それでは、こちらで協議しますので、申請者の方はご退席ください。ありがとうございました。
	（申請者退席）
会長	それでは今から審議に入る。 200メートル以上離れていた。離隔距離はクリアできている。 他の水を持って変えることができず、地下水の利用も必要かつ適当で非常事態に備える理由も適合している。
委員	条例に抵触する部分は認められないため的確と認める等の案文はあるのか。
事務局	こちらでお出ししているものはあるが、審議会の意見を踏まえる。
会長	地域との関わりが重要になってくる。地域とうまく調和し共存共栄しながら今回の計画を進めていって欲しい。
委員	水源について、知識が乏しいため今は条例文の通り的確に運用されているので問題ないとしか書けないのではないか。 地下水源は非常に大事であるため、茅野市の水源はどうなっていて、こう利用されている内容を、ぜひ役所の方から１回説明を受けたい。そうすれば自信持って発言できるし、掘ったら出なくなったら俺たちの責任っていうのは困る。十分水があるし安心ですよと言ってデベロッパーを応援する立場をとることも必要。
会長	その他いかがか。 やはり地域社会にとってメリットのあるような形での事業にしていっていただきたいとの言葉を入れた方がいいいいのではと思う。 特に該当地区は、もし何かあったりした場合、大変なことになる。その関わりで流域治水の要となる場所に位置している水源であるというところでしっかりとした取り組みをしていっていただきたい。申請者にとっても、該当地区をはじめ我々茅野市民にとってもメリットがある事業にしていただきたい。
委員	地区とのかかわりは大事だと思うが、多分これから他の大規模開発案件の話が出てくると、水をものすごく使うわけである。 水の審議をするのであれば、その水源は霧ヶ峰から来ているから大丈夫だと言える知識が少し欲しい。
委員	我々の責任や審議事項も限定されている中で、何を我々が言えるのか。希望としては言えても、相手がその理解をしている中でどのように小池会長がおっしゃることをいうのか。

事務局	水源地に近い場所で影響がありそうな場合、水道課の方から使う水量が非常に多い場合に水源地に懸念がある等意見をいただく形をとっている。現行200メートル離隔は近隣の市町村と比較しても、ある程度制限をさせていただいた内容となっている。もし特徴的な大きい事業等出た際は、事前に水道課へ確認して情報を皆さんに提供するようにしたいと思う。
会長	委員の中では中林委員が詳しいのではないか。
委員	茅野市として関連する部署は水道課か。
事務局	井戸の水源地に関しては水道課である。
委員	この案件はそこに意見を求めることではないのか。
事務局	意見は求めている。意見を求め問題ないと出てきた上での確認になる。
委員	水量のウォッチングや水量の分析はするのか。
事務局	揚水量自体は報告をいただくようになっており、水源地で非常に豊富な地域でもあるため我々も定点調査をしている。影響が出そうな際には気づけるような形にはなっているが、絶対かと言われると科学的根拠はない。水源の話は難しく、滞留水なのか流水なのかその辺も難しいところであるが、定期的な報告をいただきながら安全管理を見ていくとの形でご理解いただければ。
委員	地下水の事に関しての専門ではないが、許可の基準という中でこの１番から５番までうたわれているということに関しては、申請資料で説明している内容が２番、３番に該当するのかなと思う。それから４番に関しても200メートル離れている資料がついている状況の中で、地下水の合理的な利用に支障がないというこの内容に関しての答えが抽象的ではないのかなと思う。これを我々で議論するより、むしろ申請者から、合理的な利用に支障がないというものを出してもらうのが筋じゃないかと思ったのが１点。 現場確認でご説明があった中で、もともと掘っている井戸の深さに対しさらに深い場所を掘っている。 おそらく施工業者が、ボーリング調査をしたときおそらく水層の位置が表示されるはず。不透水層が必ずあるため、その中で例えば既存井戸の水はその不透水層の上の水を採取、今回の水はその不透水層のさらに下の不透水層から水を採取していることを模式的に示していただければ、この合理的な利用に支障がないような説明があったと見て取れるので、先方からこの許可基準に該当するような回答を箇条書きにして出してもらい審議ができれば、今出している資料を信用する中では、許可になるとの言い方ができるのではないか。
委員	１番の文章を読んで思ったのは、ここでいう合理的な理由というのが地域住民の安全性だと思っていたが、お話を聞いて実際に使用するという意味での合理性みたいなものを機能的に判断する文章であれば、なるほどと思った。 それと絡めて、北原委員言われたことがとても大事なことだと思ったが、 我々がここで審議することが何なのかっていうのを、内容によっては前もって確認をしておく方が、判断するということに関しては、必要だと感じた。 一般的な勉強会は時間だとかあればいいのではと思うが、例えば、大きな会社で水を沢山使うようなところが申請をする際に、彼らの計画が合理的な形での利用になっているのか我々が前もって評価できるような、簡単な確認ポイントを整理するのが大事なのではないか。
委員	北山は水が集まり良い水だと言われている。

	工場で使う水とは違い、今回の水は生活用水で水量は知れているのでいいが、次回までにはぜひ１回勉強をしないか。
委員	知識なければ審議できないですね。
会長	他の委員はどうか。
委員	帯水層には限りがある。当初は相当な理由がない限り掘削するのは避けたほうがいいのではないかと思っていた。 申請者が、災害があったとき安定した供給も考えて、井戸の掘削を計画しているとおっしゃられた。大地震がおこった際に設置したポンプ自体の機能がしなくなることも考えているのではないか。
会長	今回は健全な水循環の確保の問題や地域との関わりをしっかりと配慮した上でこの事業を進めていただきたいという形で、答申していけたらと思うがいかがか。
委員	許可の基準で１番だけ意味がよく理解できないがこれはどういう条文なのか。
委員	これは農地法５条、利用の価値がないところを農転させないよっていうのと一緒で、使わない水は出せないよって意味ですね。
委員	17条の（1）の文言で地下水の合理的な理由で支障がないと認められるというのは、どういう意味合いがあり、どのような基準で許可しないといけないか。
委員	逆に言えば今回の話でいくと、ただ無駄に井戸を掘りたいから掘るということではなく、理由があることは説明を受けたのでそこが当たるのでは。
委員	その解釈ができるが、その意味合いか。
事務局	その地下水が絶対的に大丈夫であるとの合理性を確認するのは、難しいところがある。どちらかというと本当に井戸を掘るべきなのかという、他に代替がきくのにその場所にいたずらに掘らせないための合理性の確認。
委員	それは２番とか３番に書いてあるのでは。１番の意味が違うのでは。
事務局	合理的な部分が明文化されているわけではないが、離隔の距離を取ったりしているところ考えると、例えば口径が小さい井戸は、届出を出すだけで許可をしなくても掘ることができる。そういったものをいたずらに掘っていいのかというと、ある程度そういう水資源を守るという観点から考えさせていただいている。
委員	地下水を利用する合理的な理由の主語はなにか。 これは少し大きな意味であって、あそこだけの地下水ではなく、そこを掘ることによって他の地下水に本当に影響が出ないということか。
事務局	共有資源的な部分を独占しないということではないが、口径の大きいものを掘る形になるため揚水量は当然大きくなる。
会長	ここでの合理的な理由は、井戸を掘削する人間だけでなく、市民だとか我々人類にとっても有限水っていうものをいかに使っていくか等の理由で、その中には今回の方のようなものも入ってくるが、非常に広い意味で言っている。 地球上の陸地が３割、海が７割で水は地球上多いが淡水はとても少ない。 淡水は水全体の２％ほどしかないが、その中で我々が普通に使っていける水は、0.01％ぐらいしかない。 我々はこういうところに暮らしているから、水は当たり前だと思いがちだ

	が、そうではなく奇跡的にすばらしいところに住んでいる。 そういうところに住んでいるからあんまり感じないが、やはり水の問題は、我々人類がどうやって生きていくか一番大事な問題である。SDGsの環境のあたりでは６番目の水、13番目の気候変動、それから14番目に来るのが海、15番目が健全な陸。そういった形で、SDGsの規定が４項目ある程度入っているわけ。そこにおいて、水の役割が全部共通している。 これは人類全体にとっての問題であって、そういった観点からもこういった水の問題をここで審議していく場合には、関係を持った上で考えていただけたら非常に意味あるのではないか。 だから国でも大変なことだといって新たな水循環基本計画などいろいろやっているし、県でもたくさんの条例を作っている。 茅野市の場合非常にこの辺の感覚がものすごく良くて、早い時期に条例を制定した。だからわかりにくいなって質問が出てくるのも仕方ないかもしれない。 各委員が一生懸命勉強して、事務局との連携の中で考えていったら、大きな課題を解決することに繋がってくるのかなと思う。 地域との関係だとか、水循環の問題に関して、市長にこの辺りを目配りした上で総合的に考えていただくように伝えていくということでよろしいか。
委員	この内容は市長に対して言うのか。
会長	我々は諮問に答申するだけである。
事務局	答申案は皆さんにご確認いただいた上で、上げていくようになる。今いただいている有限な水資源を適切に活用し、その活用の仕方に対しての配慮や地域と共存共栄のような開発となるように進めていただくといった文言を入れながら答申案を出す。何かご意見があったら言っていただければありがたい。
会長	審議を終了します。
	８　その他
事務局	審議会の資料や開催通知を紙媒体からデータで送付したい。審議会の方はタブレットを用意するので、データ上で資料を見ていただきたいと考えている。 次回以降から試験的に実施し、皆様からのご意見等フィードバックをいただきながら、問題がなければ来年度以降そのような形で進めたい。より環境に配慮した形でできればと考える。 この場でご異議なければ次回以降、進めさせていただければと思うがいかがか。
委員	ご案内もメールで来るということでよいか。
事務局	その通り。 開催通知は開封状況が分かるようにし、見ていない場合はご連絡する。 資料もパスワードをつけて送付を検討している。取り扱いに十分ご配慮いただければ幸い。ご不便をおかけするがよろしくお願いしたい。 もう一点、諸連絡をさせていただく。 今回新規で委嘱させていただいた方々に送付した、環境審議会委員の報酬等の支払いにおける資料を後程回収する。会議が終了した後席に残っていただければ。

会長	初回の会議なので何か委員から質問や意見はあるか。
委員	審議会の日程は決まっているのか。
事務局	対象の申請があった場合に開催する。日程は決まっていないので、開催が決まったらまたご通知差し上げる。
	９　閉会
副会長	以上をもって、令和７年度第１回茅野市環境審議会を閉会する。